

五月五日

軍事

閣

軍事

大本營
陸軍部
參謀部
第三
分隊
第九

陸軍省
文書
第七六

第十一軍ノ機密名ニ關スル件通牒

昭和十三年七月一日

大本營陸軍參謀部庶務課長

諫山 春

陸軍省副官擲洲鎭一殿

今般編成セラレタル第十一軍ノ部隊名ハ機秘密保持ノ必要上特ニ
軍ノ名稱ヲ用フルヲ要スル場合ノ外部内ニ在リテハ「品集團」ト
稱スルコトト定メラレタルニ付通牒ス

北地
R
陸軍省
文書
第七六
13.7.1
陸軍省
13.7.1
軍事部

